

令和3年1月14日

各県立学校長 殿

保健体育課長

家庭での体育，保健体育の学習コンテンツの活用について（通知）

このことについて，別添写しのとおりスポーツ庁政策課学校体育室から事務連絡がありました。

については，家庭での体育，保健体育学習を進める際の参考とするとともに，本資料は，あくまでも学校の授業を補完するものであり，授業については適切に実施するようお願いいたします。

連絡先

学校体育安全係 担当：中野

TEL 099-286-5323 FAX 099-286-5671

mail : gakutai@pref.kagoshima.lg.jp

本文書の文章管理上の分類記号：「G-5-0（体育指導総括）」



学校での体育授業の内容を踏まえ、放課後や休日においても体育、保健体育の学習に取り組むことができる学習コンテンツの活用を依頼するものです。

事務連絡
令和3年1月14日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課
各都道府県私立学校主管課 御中
附属学校を置く各国公立大学法人担当課

スポーツ庁政策課学校体育室

家庭での体育、保健体育の学習コンテンツの活用について

児童生徒の体力向上を図る上で、児童生徒の運動習慣の確立が必要であり、学校での体育、保健体育授業における指導の充実に加え、放課後や休日における児童生徒の自発的な運動を促すことが大切です。スポーツ庁では、家庭での体育、保健体育学習を進める学習の参考例として、本年度の全国都道府県・指定都市教育委員会学校体育担当指導主事研究協議会において、「家庭での体育、保健体育の学習コンテンツ参考例」を作成しましたので活用願います。

本資料は、学校での体育、保健体育授業の内容を踏まえ、放課後や休日において、児童生徒が自主的に運動に取り組めるよう作成しました。本資料は、下記のスポーツ庁ホームページに掲載しており、その内容は、各校種（小学校、中学校、高等学校）の各領域について「知識及び技能編」「思考力、判断力、表現力等編」「体力編」で構成しており、学習の記録を残すための学習カードも添付しています。編集や加工が可能な形式としていますので、適宜変更して使用いただいても差し支えありません。

なお、本資料は、あくまでも学校の授業を補完するものであり、授業については適切に実施していただくようお願いします。

また、掲載のない領域については、準備ができたものから、順次掲載をする予定としていることを申し添えます。

【掲載ページ】

スポーツ庁HP「家庭での体育、保健体育の学習コンテンツ参考例」

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/jsa_00027.htm

【本件担当】

スポーツ庁政策課学校体育室

電話 03-5253-4111（内線2674）